

八戸市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

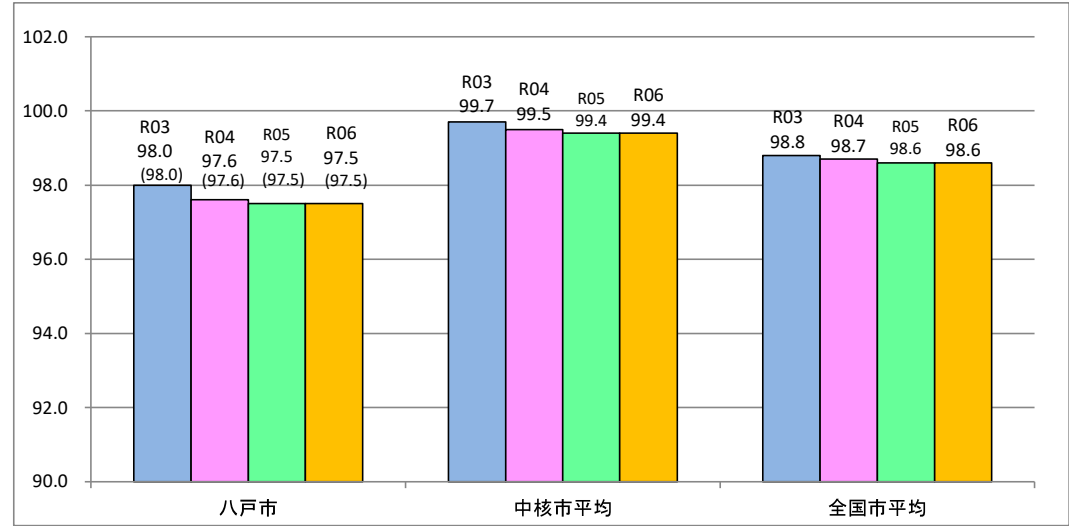
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)／(A)	(参考) 4年度の人件費率
令和5年度	218,182人	108,767,060千円	3,037,042千円	10,370,380千円	9.5%	9.6%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B)／(A)	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
令和5年度	1,195人	4,417,722千円	763,487千円	1,724,086千円	6,905,295千円	5,778千円	6,359千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 中核市平均とは、全国中核市のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

該当なし

(4) 給与改定の状況

八戸市は人事委員会を設置していないため、省略。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

一般行政職の給料表について、人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に準じて、平均2%の引下げを実施。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表についても、人事院勧告及び青森県人事委員会勧告に準じて見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)
55歳を超える職員について、標準の勤務成績では昇給停止とする見直しを実施。(平成29年1月1日実施)

②地域手当の見直し

地域手当支給対象地域外のため、省略。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、制度が未制定だったので新設し、国と同様の内容で実施。(平成27年4月1日実施)
単身赴任手当について、国と同様の内容で見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
人事評価制度の運用を開始し、その結果について給与等への反映を行っている。(平成28年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし